

議案第 4 5 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 3 7 号）の施行に伴い、関係条例に所要の改正が必要となることから、これらを整理する条例を制定するものです。

岬町条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（岬町監査委員条例の一部改正）

第 1 条 岬町監査委員条例（平成 4 年岬町条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（請求又は要求による監査） 第 3 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは第 243 条の 2 の 8 第 3 項（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 34 条において準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は第 199 条第 6 項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。	（請求又は要求による監査） 第 3 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは第 243 条の 2 の 9 第 3 項（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 34 条において準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は第 199 条第 6 項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。

（岬町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第 2 条 岬町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 6 年岬町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。 （最低責任負担額）	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 の 8 第 1 項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第 243 条の 2 の 9 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。 （最低責任負担額）

第2条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額(以下「最低責任負担額」という。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	第2条 法第243条の2の8第1項に規定する条例で定める額(以下「最低責任負担額」という。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
---	---

(岬町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 岬町下水道事業の設置等に関する条例(令和6年岬町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例（概要）

1. 条例改正の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、公金収納のデジタル化に関する規定の新設に伴う条項の移動があることから、移動条項を引用している条例の一部を改正するものです。

2. 条例改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定を整理することとします。なお、今回の改正は条項の移動に伴う引用箇所の整理のみであり、各条例の内容に実質的な変更はありません。

- ・第 1 条 岬町監査委員条例（平成 4 年岬町条例第 32 号）
- ・第 2 条 岬町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 6 年岬町条例第 2 号）
- ・第 3 条 岬町下水道事業の設置等に関する条例（令和 6 年岬町条例第 3 号）

(2) この条例は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正の施行日である令和 8 年 9 月 24 日から施行することとします。